

**産 業 廃 棄 物 の
多 量 排 出 事 業 者 制 度 の 手 引 き
（ 建 設 業 者 向 け ）**

令和 2 年 4 月

**大阪府・大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市
八尾市・寝屋川市・東大阪市**

はじめに

産業廃棄物の多量排出事業者制度は平成 3 年に導入され、平成 12 年 6 月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の改正により、前年度の特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上、又は、特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者がそれぞれの多量排出事業者と規定され、多量排出事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下、「処理計画」という。）を作成し、知事（ただし、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市域は各市長。以下単に「知事」という。）に提出し、また、その計画の実施状況について、翌年度の 6 月 30 日までに知事に報告書（以下、「実施状況報告書」という。）を提出することとされています。（※寝屋川市は平成 31 年 4 月 1 日に、吹田市は令和 2 年 4 月 1 日に中核市に移行）

提出された処理計画や実施状況報告書は知事がインターネットの利用により公表するものとされており、情報公開のもとで、事業者の自主的な取組みによる産業廃棄物の減量化等が促進されることが期待されております。

多量排出事業者制度は業種にかかわらず全ての産業廃棄物を発生する事業者に適用され、建設業の事業場も対象となりますが、建設業の場合は作業所（現場）が短期間で変動する等、他の業種と事情が異なることから、建設業の多量排出事業者が処理計画や実施状況報告を作成する際の一助となるよう留意事項などを取りまとめた建設業者向けの手引書を平成 20 年 1 月に作成しました。

また、平成 23 年 1 月の法施行規則（以下「施行規則」という。）の改正により、処理計画及び実施状況報告書の記入内容及び様式が変更され、さらに、平成 30 年 2 月の施行規則の改正により、電子マニフェスト登録の一部義務化に伴う変更があったため、これらの変更内容を反映し、解説事項を追加する等の手引きの改定を行いました。

処理計画及び実施状況報告書の取りまとめにあたっては、この手引きを活用していただき、建設廃棄物の再生利用、減量化及び適正処理の自主的取り組みをより一層推進していただきますようお願いいたします。

目 次

1. 建設業に係る多量排出事業者制度について……………	P 1
2. 処理計画 及び 処理計画実施状況報告書の作成単位……………	P 3
3. 処理計画 及び 実施状況報告書の提出者……………	P 3
4. 処理計画等の様式……………	P 3
5. 処理計画等の提出先……………	P 5
6. 公表について……………	P 8
○ 参考資料 1 廃棄物処理法（関係部分抜粋）……………	P 9
○ 参考資料 2 建設副産物の分類……………	P 10
○ 参考資料 3 建設工事から発生する主な建設廃棄物……………	P 11
○ 参考資料 4 産業廃棄物処理実績等の集計及び報告方法……………	P 12
○ 参考資料 5 多量排出事業者にあたるかどうかの判断事例……………	P 13
○ 参考資料 6 処理計画及び実施状況報告書の提出時期……………	P 14
● 産業廃棄物処理計画の記入要領・記入例……………	P 15
● 産業廃棄物処理計画実施状況報告書の記入要領・記入例……………	P 24

1. 建設業に係る多量排出事業者制度について

(1) 多量排出事業者の考え方

多量排出事業者とは、法を所管する各行政庁（以下「行政庁」という。）の所管区域内における前年度の特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物の発生量が1,000トン以上、又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置している者をいいます。多量排出事業者は、処理計画を作成し大阪府内10行政の該当行政庁に提出していただき、翌年度、処理計画実施状況報告書を提出していただく必要があります。

（注）法を所管する大阪府内の各行政庁の所管区域

大 阪 市：大阪市の区域

堺 市：堺市の区域

豊 中 市：豊中市の区域

吹 田 市：吹田市の区域

高 槻 市：高槻市の区域

枚 方 市：枚方市の区域

八 尾 市：八尾市の区域

寝屋川市：寝屋川市の区域

東大阪市：東大阪市の区域

大 阪 府：上記区域を除く大阪府の区域

(2) 「事業場」とは建設業においては「作業所（現場）」が該当します。ただし、処理計画等の作成は「作業所（現場）」を総括的に管理している支店や営業所のような「支店等」を単位とします。

（注）「作業所（現場）」と「支店等」とが異なる行政庁の所管区域内に位置する場合は、「作業所（現場）」が位置する各行政庁の所管区域の事業場になります。

(3)「建設業」とは日本標準産業分類の「大分類D－建設業」に該当する業種をいい、次の中分類の業種が該当します。

① 中分類06 総合工事業

一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業

② 中分類07 職別工事業（設備工事業を除く）

大工工事業、鉄骨・鉄筋工事業、塗装工事業、床・内装工事業 他

③ 中分類08 設備工事業

電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、機械器具設置工事業 他

(4)「前年度」とは、前年の4月1日から今年の3月31日までです。したがって、工期が複数年度にまたがる工事の場合であっても、全工事期間からの発生量ではなく前年度分のみの発生量で考えます。

(5)「産業廃棄物」には、土砂及び有価物は含まれませんが、「専ら物」（古紙、くず鉄、空き瓶、古繊維）は廃棄物に含まれます。

(6)「排出量」とは、各行政庁の所管区域内での、支店等ごとに当該支店等が統括する全ての作業所（現場）から発生する産業廃棄物の量を加算した量であり、自社で脱水、焼却、再利用等による処理をする前の量です。

(注) ただし、汚泥については、その脱水・乾燥前と脱水・乾燥後で重量が大きく異なるので、次のような考えから廃棄物の把握時点を決定しますのでご留意ください。

① 建設汚泥発生工程あるいは、一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合：その脱水・乾燥工程の後の重量。

② 建設汚泥発生の一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれておらず、同一事業所（敷地）内に脱水・乾燥施設を設けている場合：脱水・乾燥工程前

の重量。

- ③ 建設汚泥発生の一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれておらず、事業所（敷地）内で脱水・乾燥を行わない場合：発生時点での重量。

2. 処理計画及び処理計画実施状況報告書の作成単位

- (1) 各行政庁の所管区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等ごとに当該行政庁の所管区域内に係る処理計画を作成してください。
- (2) 処理計画を提出した多量排出事業者は、翌年度、その処理計画に対する実施状況報告書を提出していただくことになります。

※平成 31 年度に大阪府に処理計画（計画期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）を提出した多量排出事業者については、平成 31 年度に吹田市域で工事を行った場合であっても、当該工事分も含めて大阪府に実施状況報告書を提出してください。

- (3) 支店等が処理計画を作成する場合において、作業所（現場）の一部が当該年度に撤去されて存在しないときは、その作業所（現場）は当該年度の処理計画には含まれません。（多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含まれることとなります。）
- (4) 共同企業体（J V）においては、その構成員の代表会社が該当します。

3. 処理計画及び実施状況報告書(処理計画等)の提出者

処理計画及び処理計画実施状況報告書（以下「処理計画等」という。）の提出者は、多量排出事業者が法人の場合は法人の代表者です。（押印不要です。）

ただし、処理計画等の作成単位である支店等の代表者で提出することもできます。

4. 処理計画等の様式

(1) (特別管理) 産業廃棄物処理計画書

産業廃棄物処理計画書、特別管理産業廃棄物処理計画書の様式は、それぞれ施行規則（規則様式第2号の8、第2号の13）で定められており、所定の事項を記入した書面を提出していただくことになります。記入要領・記入例（P15）を参考に作成してください（記入例は、産業廃棄物処理計画書ですが、特別管理産業廃棄物処理計画書についても、準用して作成してください）。

(2) (特別管理) 産業廃棄物処理計画書実施状況報告書

産業廃棄物処理計画実施状況報告書、特別管理産業廃棄物処理計画書の様式は、施行規則（規則様式第2号の9、第2号の14）で定められており、所定の事項を記入した書面を提出していただくことになります。記入要領・記入例（P24）を参考に作成してください（記入例は、産業廃棄物処理計画実施状況報告書ですが、特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書についても、準用して作成してください）。

「(特別管理) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書」の集計用シートについて

大阪府、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市では、法で定められた実施状況報告書の作成ツールとして、集計用シートを用意しました。これにより、迅速、効率的にデータの集計・確認を行い、実施状況報告書を作成することができますので、是非ご活用ください。また、実施状況報告書と併せてご提出いただきますようお願いいたします。（なお、集計用シートについては、第12条第11項、第12条の2第12項に基づく公表の対象としていません（下記「6. 公表について」参照）。）

なお、廃棄物の種類及びコード番号（参考資料3）は電子マニフェストの分類と合わせておりますので変更しないでください。

○ (特別管理) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 提出資料

- ・ (特別管理) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書（規則様式第2号の9、第2号の14）
（第1面）～（第3面）・・・・・・公表制度の対象
- ・ (特別管理) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書の[集計用シート]

処理計画等の様式は、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、

八尾市、寝屋川市及び東大阪市のホームページで入手できます。なお、インターネットを利用できない方は各所管行政庁にお問い合わせください。

5. 処理計画等の提出先

各行政庁の所管区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等ごとに、区域内の作業所（現場）の発生量を合計して多量排出事業者該当すれば、当該作業所（現場）を所管する行政庁に対して提出してください。提出先及び提出方法については、P6 及び P7 を参照してください。

処理計画書又は処理計画実施状況報告書を提出しない事業者は、20 万円以下の過料の対象になりますので、ご注意ください。

●処理計画等の提出先等について

提出先	管轄区域	様式、手引き書等の 入手先ホームページ	提出方法（※）	提出・問い合わせ先
大阪市	大阪市域の 作業所（現場）	http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000142032.html	・電子メールに添付して 提出	大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ 〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス 13階 ☎ 06-6630-3284 FAX 06-6630-3581 E-mail: kensetutaryou@city.osaka.lg.jp
堺市	堺市域の 作業所（現場）	http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/jigyosho/sangyohai/ikibutsu/haishutsu/yoshiki/hokokusho/index.html	・電子データを電子申請 により提出	堺市 環境局 環境保全部 環境対策課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階 ☎ 072-228-7476（ダイヤルン） FAX 072-228-7317
豊中市	豊中市域の 作業所（現場）	http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/moushikomi/soshiki/todoke/taryouhaisyutuzigyo.html	・電子メールに添付して 提出	豊中市 環境部 事業ごみ指導課 〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号 環境事業所 北館内1階 ☎ 06-6858-3070 FAX 06-6846-6390 E-mail: jigyougomi@city.toyonaka.osaka.jp
吹田市	吹田市域の 作業所（現場）	https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyohozen.html	・電子申込システムにて 提出	吹田市 環境部 環境保全指導課 産業廃棄物指導グループ 〒564-8550 吹田市泉町1-3-40 高層棟1階 ☎ 06-6384-1799 FAX 06-6368-7350
高槻市	高槻市域の 作業所（現場）	http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/sangyou/sigenjun/gyomuanna/sanpai/1479800011012.html	・電子データを簡易電子 申込にて提出	高槻市 市民生活環境部 資源循環推進課 〒569-0066 高槻市 前島3丁目8番1号 エネルギーセンター内 ☎ 072-669-1886 FAX 072-669-1961
枚方市	枚方市域の 作業所（現場）	http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000004036.html	・電子メールに添付して 提出	枚方市 環境部 環境指導課 〒573-1162 枚方市田口5-1-1 穂谷川清掃工場内 管理棟1階 ☎ 050-7102-6014 FAX 072-849-1206 E-mail: kankyoushidou@city.hirakata.osaka.jp
八尾市	八尾市域の 作業所（現場）	http://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/7-10-0-0-0_1.html	・電子メールに添付して 提出	八尾市 経済環境部 産業廃棄物指導課 〒581-0017 八尾市高美町5-2-2 ・ 072-924-3775（直通） FAX 072-923-7135 E-mail: sanpai@city.yao.osaka.jp
寝屋川市	寝屋川市域の 作業所（現場）	http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kankyo/kankyohozen/index.html	・電子メールに添付して 提出	寝屋川市 環境部 環境保全課 〒572-0855 寝屋川市寝屋南1丁目2番1号 クリーンセンター5階 ☎ 072-824-1021（直通） FAX 072-824-1023 E-mail: kankyou@city.neyagawa.osaka.jp

東大阪市	東大阪市の作業所(現場)	http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000006155.html	・電子メールに添付して提出	東大阪市 環境部 産業廃棄物対策課 〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所15階 ☎ 06-4309-3207~8(ダイヤルイン) FAX 06-4309-3829 E-mail: sanpai-houkoku@city.higashiosaka.lg.jp
大阪府	上記以外の大阪府域の作業所(現場)	http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyo/haiki/sanpai/taryo.html	・電子データを電子申請により提出(電子申請システムのURLについては、次頁参照)	大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 咲洲(さきしま)庁舎21階 ☎ 06-6941-0351(内線3824、3825)、06-6210-9570(直通) FAX 06-6210-9569

(※)上記以外の方法による提出(紙媒体、CD等の電子媒体の郵送又は持参)を希望される場合は各行政庁にご相談ください。

産業廃棄物処理計画書等の大阪府への電子申請システムの URL はこちら

- ① 産業廃棄物処理計画書
→<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/eas/s/index?tetudukiId=2010110004>
- ②産業廃棄物処理計画実施状況報告書
→<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/eas/s/index?tetudukiId=2010110005>
- ③特別管理産業廃棄物処理計画書
→<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/eas/s/index?tetudukiId=2019030007>
- ④特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書
→<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/eas/s/index?tetudukiId=2019030008>

6. 公表について

提出のあった「産業廃棄物処理計画書」、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書※」、「特別管理産業廃棄物処理計画書」、「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書※」は環境省令で定めるところによりインターネットの利用により公表します(法第12条第11項、第12条の2第12項)。

※「集計用シート」(大阪府様式部分)を除く

参考資料１ 廃棄物処理法（関係部分抜粋）

【廃棄物処理法】

- 第 12 条第 9 項 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 第 12 条第 10 項 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 第 12 条第 11 項 都道府県知事は、第 9 項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 第 12 条の 2 第 10 項 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 第 12 条の 2 第 11 項 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 第 12 条の 2 第 12 項 都道府県知事は、第 10 項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 第 33 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の過料に処する。
- 第 2 号 第 12 条第 9 項又は第 12 条の 2 第 10 項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者
- 第 3 号 第 12 条第 10 項又は第 12 条の 2 第 11 項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【廃棄物処理法施行令】

- 第 6 条の 3 法第 12 条第 9 項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上である事業場を設置している事業者とする。
- 第 6 条の 7 法第 12 条の 2 第 10 項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者とする。

【廃棄物処理法施行規則】

- 第 8 条の 4 の 5 法第 12 条第 9 項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第 2 号の 8 による計画書を当該年度の 6 月 30 日までに提出することとする。
- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2 計画期間
 - 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
 - 4 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - 5 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
 - 6 産業廃棄物の分別に関する事項
 - 7 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
 - 8 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
 - 9 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
 - 10 産業廃棄物の処理の委託に関する事項
- 第 8 条の 4 の 6 法第 12 条第 10 項の規定による報告は、様式第 2 号の 9 による報告書を翌年度の 6 月 30 日までに提出することにより行うものとする。
- 第 8 条の 4 の 7 法第 12 条第 11 項の規定による公表は、同条第 9 項の計画の提出又は同条第 10 項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

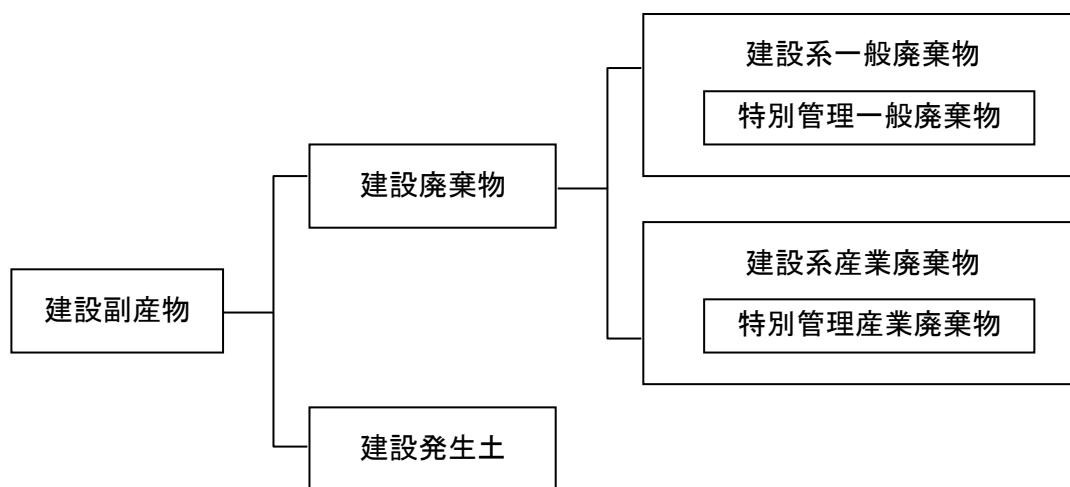
第8条の17の2 法第12条の2第10項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の13による計画書を当該年度の6月30日までに提出することとする。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 計画期間
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項。
- 4 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 5 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 6 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
- 7 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 8 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 9 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項
- 10 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項
- 11 電子情報処理組織の使用に関する事項

第8条の17の3 法第12条の2第11項の規定による報告は、様式第2号の14による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。

第8条の17の4 法第12条の2第12項の規定による公表は、同条第10項の計画の提出又は同条第11項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

参考資料2 建設副産物の分類



参考資料3 建設工事から発生する主な建設廃棄物

分類	コード	種類	建設廃棄物の主な具体例
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)	100	燃え殻	燃え殻、焼却灰(基準を超える有害物質を含まないもの)
	200	汚泥	含水率が高く粒子の微細な泥状の掘削物 掘削物を標準仕様ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態(コーン指数がおおむね 200kN/m ² 以下または一軸圧縮強度がおおむね 50 kN/m ² 以下)。具体的には、場所打杭工法、泥水シールド工法等で生じる廃泥水。
	300	廃油	防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残さ
	400	廃酸	硫酸、塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性液体
	500	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
		廃プラスチック類	
	600	廃プラスチック類	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、廃シート類、廃合成ゴム
	2430	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物)	石綿含有ビニル床タイル
	700	紙くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる紙くず(具体的には包装材、段ボール、壁紙くず)
	800	木くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる木くず(具体的には型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、木造解体材等)
	900	繊維くず (※天然繊維のみ)	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる天然繊維くず(具体的には畳、天然繊維系廃ウエス、縄、ロープ類)
	1200	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安堀くず
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	1300	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火れんがくず
	1322	廃石膏ボード	
	2420	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物)	石綿含有ケイ酸カルシウム板
		がれき類	
	1501	コンクリート塊	コンクリート破片
	1502	アスファルト・コンクリート塊	アスファルト・コンクリート破片
	1500	その他のがれき類	ブロック破片、レンガ、モルタルくず、瓦くず
	2440	がれき類(石綿含有産業廃棄物)	石綿含有スレート板
一体不可分の産業廃棄物		建設混合廃棄物	
	2010	建設混合廃棄物(安定型)	発生段階から一体不可分の建設混合廃棄物で安定型産業廃棄物以外の廃棄物(木くず、紙くず、繊維くず、石膏ボード等)を含まないもの
	2020	建設混合廃棄物(管理型)	発生段階から一体不可分の建設混合廃棄物で安定型産業廃棄物以外の廃棄物(木くず、紙くず、繊維くず、石膏ボード等)を含むもの
	2410	建設混合廃棄物(石綿含有産業廃棄物)	石綿含有の発生段階から一体不可分の建設混合廃棄物
		水銀使用製品産業廃棄物	
	2510	電池類	水銀電池、空気亜鉛電池
	2520	照明機器	HID ランプ、蛍光灯、蛍光ランプ
特別管理産業廃棄物	3100	廃電気機械器具	※建設工事に伴い生ずるものに限る。LED 照明機器。水銀使用製品産業廃棄物である照明機器を除く。
	3500	廃電池類	※建設工事に伴い生ずるものに限る。鉛蓄電池、乾電池
	7000	廃油(引火性)	揮発油類、灯油類、軽油類(概ね引火点 70℃以下)
	7100	廃酸(強酸)	廃酸(pH2.0 以下のもの(著しい腐食性を有するもの))
	7200	廃アルカリ(強アルカリ)	廃アルカリ(pH12.5 以上のもの(著しい腐食性を有するもの))
	7421	廃石綿等	吹付けアスベスト、石綿保温材(飛散性アスベスト廃棄物)
	7424	燃え殻(有害)	燃え殻、焼却灰(基準を超える有害物質を含むもの)
	7425	廃油(有害)	廃油(基準を超える有害物質を含むもの)
	7426	汚泥(有害)	汚泥(基準を超える有害物質を含むもの)
	7427	廃酸(有害)	廃酸(基準を超える有害物質を含むもの)
	7428	廃アルカリ(有害)	廃アルカリ(基準を超える有害物質を含むもの)

(注)この表以外の産業廃棄物のコード番号については事業場向けの「マニフェスト交付等状況報告の手引き」を参照してください。

参考資料 4 産業廃棄物処理実績等の集計及び報告方法

大阪府内においては、建設業者にかかわる産業廃棄物処理実績等の取りまとめに関して、法に基づき以下のものがあります。それぞれ集計方法等が異なりますのでご注意ください。

- ① 法第 12 条第 10 項の規定に基づく、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」
- ② 法第 12 条の 2 第 11 項の規定に基づく、「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」
- ③ 法第 12 条の 3 第 7 項の規定に基づく、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」

	多量排出事業者の処理計画実施状況報告書		③管理票交付等状況報告書
	①産業廃棄物	②特別管理産業廃棄物	
対象者	・大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、その他の大阪府の区域ごとに、産業廃棄物の発生量が年間 1,000 t 以上の事業場の設置者 (事業場とは工事現場等の作業所を統括的に管理している近畿支店や大阪営業所のような支店等の単位)	同左 ただし、特別管理産業廃棄物の発生量が年間 <u>50 t</u> 以上	・管理票（マニフェスト）を交付した全ての排出事業者
報告単位	・事業場（支店等）	同左	同左
報告者	・工事現場等の作業所を統括的に管理している近畿支店や大阪営業所のような支店等の代表者（支店長等）。※印鑑は不要	同左	同左
集計対象廃棄物	・発生した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物は含まない。）	・発生した特別管理産業廃棄物（産業廃棄物は含まない。）	・処理委託した産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の合計
集計対象区域	・支店等ごとに、発生場所（工事現場等の作業所の所在地）が、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、その他の大阪府の区域ごとに集計	同左	同左
報告先	・発生場所の所管行政庁（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、その他は大阪府）	同左	同左

参考資料5 多量排出事業者にあたるかどうかの判断事例

建設会社Aでは、各支店が大阪府内の廃棄物処理法の所管行政庁区域の作業所（現場）を総括的に管理しています。建設会社Aのa支店及びb支店が、大阪府内の廃棄物処理法の所管行政庁区域の作業所（現場）から下表の量の（普通産廃に係る）産業廃棄物を発生させた場合において、（普通産廃に係る）多量排出事業者にあたるかどうかの判断は次のとおりです。

（発生量：t）

作業所の所在地	a 支店	b 支店	建設会社Aの合計
大阪市域	① 9,000	⑦ 500	⑬ 9,500
堺市域	② 3,000		⑭ 3,000
豊中市域	③ 800	⑧ 300	⑮ 1,100
吹田市域		⑨ 800	⑯ 800
高槻市域		⑩ 500	⑰ 500
枚方市域	④ 500		⑱ 500
八尾市域		⑪ 800	⑲ 800
寝屋川市域		⑫ 300	⑳ 300
東大阪市域	⑤ 700		㉑ 700
その他の大阪府の区域	⑥ 3,000		㉒ 3,000
府域全域での合計	㉓ 17,000	㉔ 3,200	㉕ 20,200

（備考）色塗り部分が各支店の各区域に係る多量排出事業者に該当。

(1) a 支店

大阪市域（①）、堺市域（②）及びその他の大阪府の区域（⑥）において、多量（1,000 t/年以上）の産業廃棄物を生じていることから、建設業者Aは、a支店のこれらの多量排出事業者にあたる。従って、建設業者Aはa支店の大阪市域、堺市域及びその他の大阪府の区域における処理計画書を作成し、大阪市長、堺市長及び大阪府知事に提出していただくことになります。

(2) b 支店

b支店が所管する府域全域の作業所（現場）から発生する廃棄物量の合計は1,000 t/年以上ですが（㉔）、各区域における発生量はいずれも1,000 t/年未満です（⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫）。従って、建設業者Aはb支店の大阪府内の所管行政庁区域に係る多量排出事業者にあたりません。

(3) その他

豊中市域全体では、建設会社Aは1,000 t/年以上の産業廃棄物を生じていますが（⑮）、豊中市域の作業所（現場）を総括的に管理しているa支店及びb支店の発生量はいずれも1,000 t/年未満です（③、⑧）。

多量排出事業者にあたるかどうかは、区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等ごとに、それらの区域内の作業所（現場）からの発生量を合わせて判断することから、これらの支店は豊中市域に係る多量の産業廃棄物を排出する事業場に該当しません。従って、建設業者Aはa支店及びb支店の豊中市域に係る多量排出事業者にあたりません。

参考資料 6 処理計画及び実施状況報告書の提出時期

		前年度	当該年度	翌年度	翌々年度
処理計画等の対象	【ケース 1】1 の行政区域の産業廃棄物発生量 ・継続して 1,000 トン以上の支店等	1,000t／年以上	1,000t／年以上	1,000t／年以上	1,000t／年以上
			■処理計画	■処理計画 ●実施状況報告書	■処理計画 ●実施状況報告書
	【ケース 2】1 の行政区域の産業廃棄物発生量 ・2 年度間 1,000 トン以上 ・翌年度 1,000 トン未満の支店等	1,000t／年以上	1,000t／年以上	1,000t／年未満	1,000t／年未満
			■処理計画	■処理計画 ●実施状況報告書	●実施状況報告書
	【ケース 3】1 の行政区域の産業廃棄物発生量 ・ある 1 年度だけ 1,000 トン以上 ・その他の年度は 1,000 トン未満の支店等	1,000t／年未満	1,000t／年以上	1,000t／年未満	1,000t／年未満
				■処理計画	●実施状況報告書
対象外	【ケース 4】1 の行政区域の産業廃棄物発生量 ・毎年度 1,000 トン未満の支店等	1,000t／年未満	1,000t／年未満	1,000t／年未満	

注：「行政区域」とは、大阪府内では、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域は各市、その他の区域は大阪府

産業廃棄物処理計画書の記入要領

（※特別管理産業廃棄物処理計画書も準じて作成してください）

項目	説明
提出者について	産業廃棄物処理計画書の提出者は、多量排出事業者が法人の場合は法人の代表者です。ただし、処理計画書の作成単位である支店等の代表者で提出することもできます。
提出者の住所	提出者の住所を府県名から記入してください。個人事業者の場合も考え方は同様です。
提出者の氏名	個人の場合は個人の氏名を記入してください。屋号がある場合には屋号も記入してください。法人の場合は法人名、支店等の名称、代表者の氏名を記入してください。（代表者印、会社印等の押印はしないでください。）
提出者の電話番号	上記提出者の電話番号を記入してください。
事業場の名称 (行政庁管轄内事業場)	「事業場」とは建設業においては「作業所（現場）」が該当します。但し、処理計画等の作成は「作業所（現場）」を総括的に管理している支店や営業所のような「支店等」を単位とします。 (注) 「作業所（現場）」と「支店等」とが異なる行政庁の所管区域内に位置する場合は、「作業所（現場）」が位置する各行政庁の所管区域の事業場になります。
事業場の所在地	上記事業場の所在地を記入してください。
計画期間	処理計画の計画期間を記入してください。
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	日本標準産業分類の「大分類Dー建設業」に該当する中分類コード及び事業区分（06 総合工事業、07 職別工事業、08 設備工事業）を選択し、記入してください。
②事業の規模	元請完成工事高（前年度実績）を記入してください。
③従業員数	事業場の従業員数を記入してください。
④産業廃棄物の一連の処理の工程	当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む）を記入してください。書ききれない場合は、別紙を添付してください。
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
管理体制図	管理体制図には役職名と産業廃棄物処理に係る役割を記入してください（記入例の「別紙（参考例）」を参考にしてください）。既存資料を添付することも可能ですが、個人情報に該当する内容（社員の個人名等）については、削除してください。書ききれない場合は、別紙を添付してください。
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
産業廃棄物の種類・排出量	産業廃棄物の種類ごとの排出量（トン単位）の「①現状（前年度実績）」と「②計画」を記入してください。 (※産業廃棄物の種類が3種類以上ある場合は、右側のセルに続けて入力してください。以下、第2面～第5面については同様です。)
実施した（実施予定の）取組について	取組内容及び対象となる産業廃棄物の種類を記入するなど、記入例を参考に、具体的に記入してください。
産業廃棄物の分別に関する事項	
	分別に関する産業廃棄物の種類及び取組について、「①現状」と「②計画」を記入してください。

項目	説明
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	
	自ら行う産業廃棄物の再生利用について、産業廃棄物の種類ごとに、前年度の実績、今年度の目標及び取組を記入してください。
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	
	産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、今年度の目標及び取組を記入してください。
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	
	自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分について、産業廃棄物の種類ごとに、前年度の実績、今年度の目標及び取組を記入してください。
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	
	産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（法施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（法第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。 なお、再生利用委託量とは、以下の業者に委託した量をいいます。 ・「登録廃棄物再生事業者」（法第20条の2） ・「産業廃棄物再生利用大臣認定」再生利用認定業者（法第15条の4の2） ・上記に該当しないが、事業者が委託した産業廃棄物を再生処理していることが確実な再生事業者
電子情報処理組織の使用に関する事項（特別管理産業廃棄物処理計画書の場合）	
	特別管理産業廃棄物処理計画書において、前年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く特別管理産業廃棄物の排出量（t）を記入してください。
その他留意事項	
別紙の添付について	それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入してください。
個人情報の記入について	処理計画書は、公表制度（公衆への縦覧（インターネットによる公表））の対象となるため、代表社印、社員の個人名等、個人情報に該当する内容については、記入しないようにしてください。

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
〇〇年 〇月〇〇日	
大阪市長 殿	
提出者 住 所 〇〇府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 氏 名 霞々閣建設株式会社 代表取締役 東京太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
代表者印、社印等の押印は不要で	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	霞々閣建設株式会社 〇〇支店
事業場の所在地	□□市□□町□□丁目□番□号
計画期間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	〇〇〇〇〇万円
③従業員数	〇〇〇人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託して、チップ(合材用、燃料用)として再資源化 ・道路建設工事(舗装工事) がれき類(アスファルト・コンクリート塊) →再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化

元請完成工事高(前年度実績)を記入

 当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
 書ききれない場合は、別紙を添付してください。

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
別紙管理体制図のとおり		管理体制図には役職名と産業廃棄物処理に係る役割を記入してください。既存資料の添付可(ただし、個人名は削除してください) 書ききれない場合は、別紙を添付してください。	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(〇〇年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	排出量	〇〇〇〇 t	〇〇〇〇 t
	(これまでに実施した取組) ・工法の改善(汚泥) ・実寸発注の実施(木くず) ・余剰材の引き取り(木くず)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	排出量	〇〇〇〇 t	〇〇〇〇 t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、下記の取組みを実施予定 ・梱包材の簡素化(廃プラスチック類、木くず) ・ユニット化持込み(ガラスくず)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)、木くずは分別するとともに、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え、石膏ボード、金属くず、紙くずについても分別を実施。		

(第3面)

産業廃棄物の種類が3種類以上ある場合は、右側のセルに続けて入力してください。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（〇〇年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	〇〇〇〇 t	〇〇〇〇 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	〇〇〇〇 t	〇〇〇〇 t
	(今後実施する予定の取組) ・府指導指針に基づき、現場内での自ら利用を実施する(がれき類、汚泥)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（〇〇年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	〇〇〇〇 t	〇〇〇 t
	(これまでに実施した取組) ・工法に応じて脱水できるものは脱水している。(汚泥)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	〇〇〇〇 t	〇〇〇〇 t
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用にかかる施設(選別施設等)の設置を検討する。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（〇〇年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		
産業廃棄物の種類が3種類以上ある場合は、右側のセルに続けて入力してください			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（〇〇年度）実績】 ※その他の種類については、別紙参照		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	全処理委託量	〇〇〇〇 t	〇〇〇〇 t
	優良認定処理業者への処理委託量	〇〇〇〇 t	〇〇〇〇 t
	再生利用業者への処理委託量	再生利用委託量とは、以下の業者に委託した量をいいます。 ・「登録廃棄物再生事業者」（法第20条の2） ・「産業廃棄物再生利用大臣認定」再生利用認定業者（法第15条の4の2） ・上記に該当しないが、事業者が委託した産業廃棄物を再生処理していることが確実な再生事業者	
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。			

(第5面)

産業廃棄物の種類が3種類以上ある場合は、
右側のセルに続けて入力してください。

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	全処理委託量	〇〇〇〇 t	〇〇〇〇 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	〇〇〇〇 t	〇〇〇〇 t
	再生利用業者への 処理委託量	〇〇〇〇 t	〇〇〇〇 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	〇〇〇〇 t	〇〇〇〇 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	〇〇〇〇 t	〇〇〇〇 t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・電子 manifests の導入を進めるため、電子 manifests 対応可能な処理業者から選定する。 ・また、再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

(特別管理産業廃棄物処理計画書の場合)

電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（〇〇年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

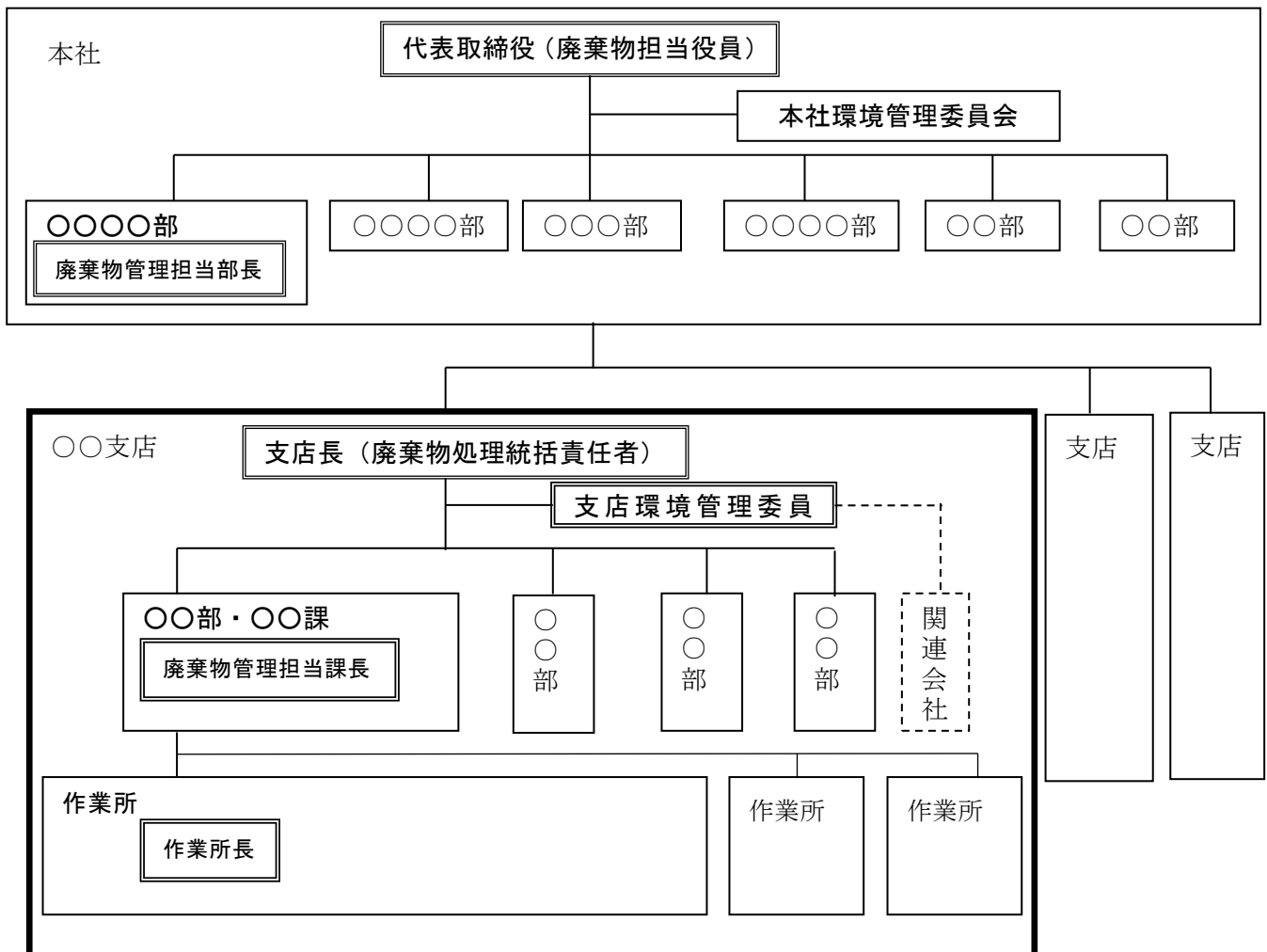
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		所 属:〇〇支店	職・氏名: 〇〇〇 〇〇 〇〇
廃棄物担当		組織名:〇〇〇部〇〇〇課 組織人数:〇人	
役 割	支店環境 管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長—支店長 ・委員—関連部署部課長 ・事務局—〇〇〇部〇〇〇課	
	廃棄物処理 統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○支店の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	廃棄物管理 担当課長 (又は作業所長)	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項	

廃棄物管理組織



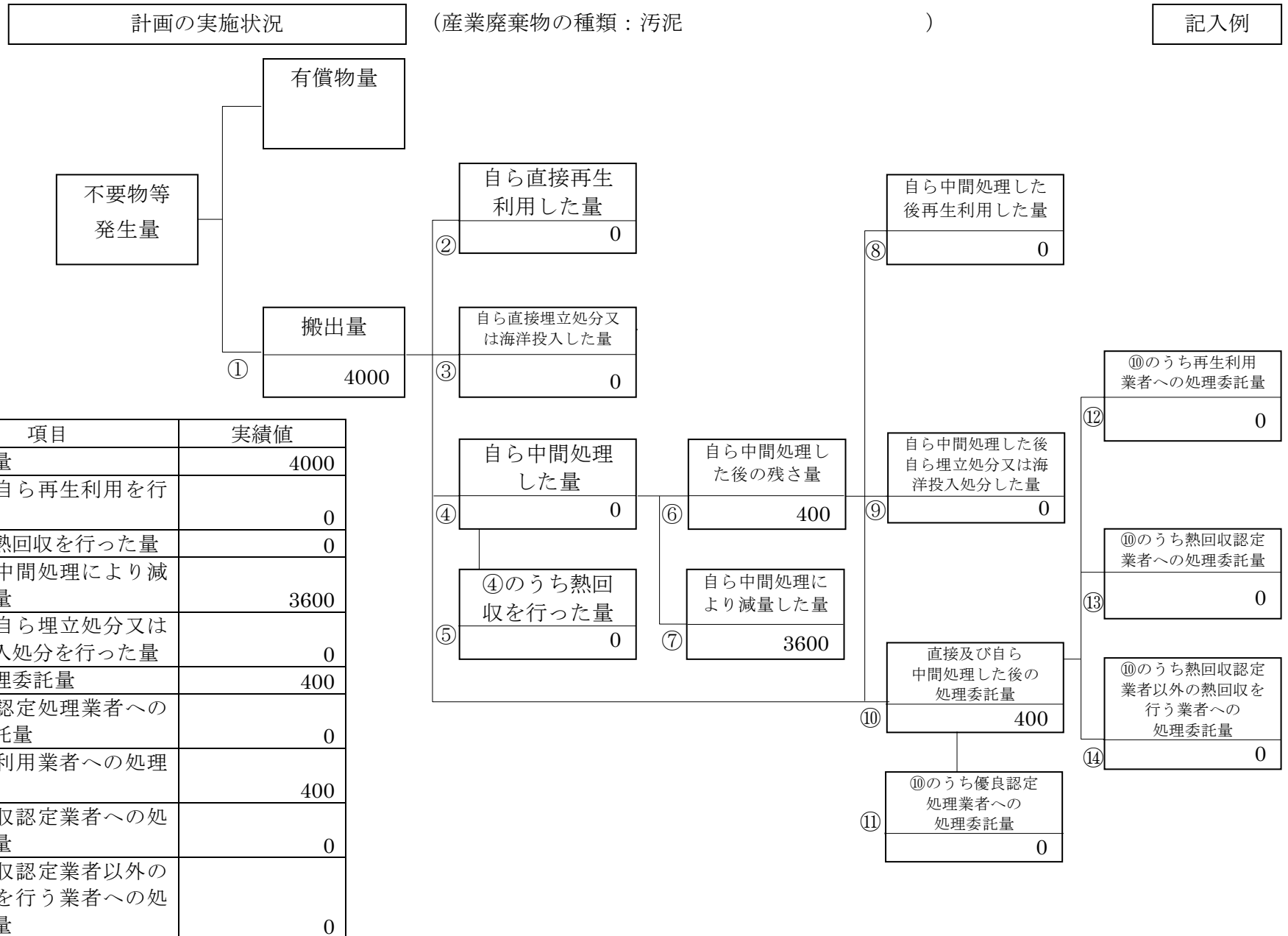
産業廃棄物処理計画実施状況報告書の記入要領
 (※特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書も準じて作成してください)

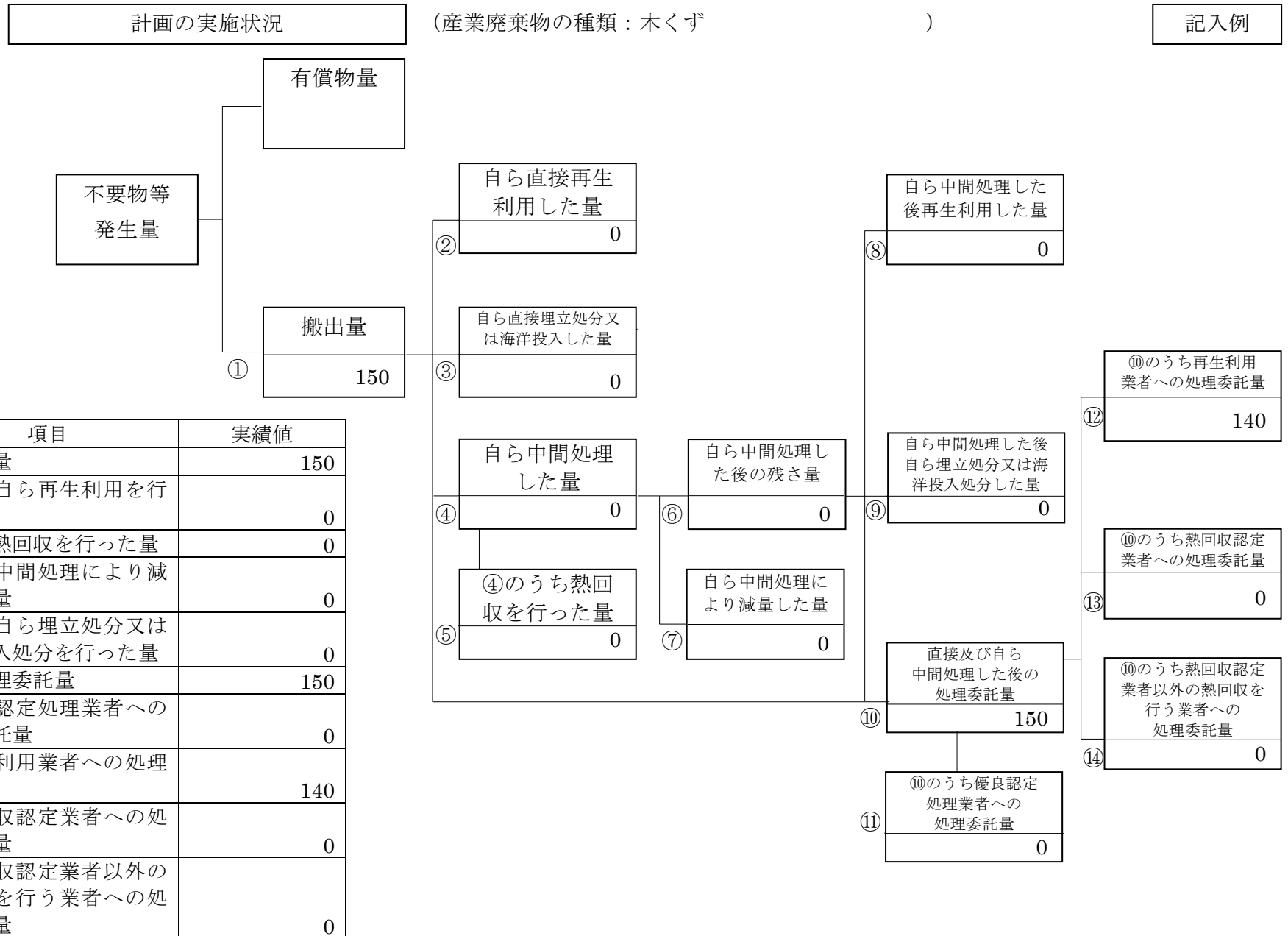
項目	説明
(第1面)	
提出者について	産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出者は、多量排出事業者が法人の場合は法人の代表者です。ただし、処理計画実施状況報告書の作成単位である支店等の代表者で提出することもできます。
提出者の住所	提出者の住所を都道府県名から記入してください。個人事業者の場合も考え方は同様です。
提出者の氏名	個人の場合は個人の氏名を記入してください。屋号がある場合には屋号も記入してください。法人の場合は法人名、支店等の名称、代表者の氏名を記入してください。(代表者印、会社印等の押印はしないでください。)
提出者の電話番号	上記提出者の電話番号を記入してください。
事業場の名称 (行政庁管轄内事業場)	「事業場」とは建設業においては「作業所(現場)」が該当します。但し、処理計画等の作成は「作業所(現場)」を総括的に管理している支店や営業所のような「支店等」を単位とします。 (注)「作業所(現場)」と「支店等」とが異なる行政庁の所管区域内に位置する場合は、「作業所(現場)」が位置する各行政庁の所管区域の事業場になります。
事業場の所在地	上記事業場の所在地を記入してください。
事業の種類	日本標準産業分類の「大分類Dー建設業」に該当する中分類コード及び事業区分(06 総合工事業、07 職別工事業、08 設備工事業)を選択し、記入してください。
産業廃棄物処理計画における計画期間	前年度に提出した産業廃棄物処理計画書に記入した計画期間を記入してください。
産業廃棄物処理計画における目標値	項目ごとに、前年度に提出した産業廃棄物処理計画書に記入した目標値を記入してください。
(第2面)	
(第2面)の入力について	「集計用シート」に入力すると自動的に第2面の該当部分に数値が入るように様式の電子ファイルを設定していますので、基本的には直接入力は不要ですが、うまく数値が入らない等の不具合がある場合については、直接入力してください。
①排出量	当該事業場において生じた産業廃棄物の量
②自ら直接再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
④自ら中間処理した量	①の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
⑤④のうち熱回収を行った量	④の量のうち、熱回収を行った量
⑥自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理をした後の量
⑦自ら中間処理により減量した量	④の量から⑥の量を差し引いた量
⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	中間処理及び最終処分を委託した量

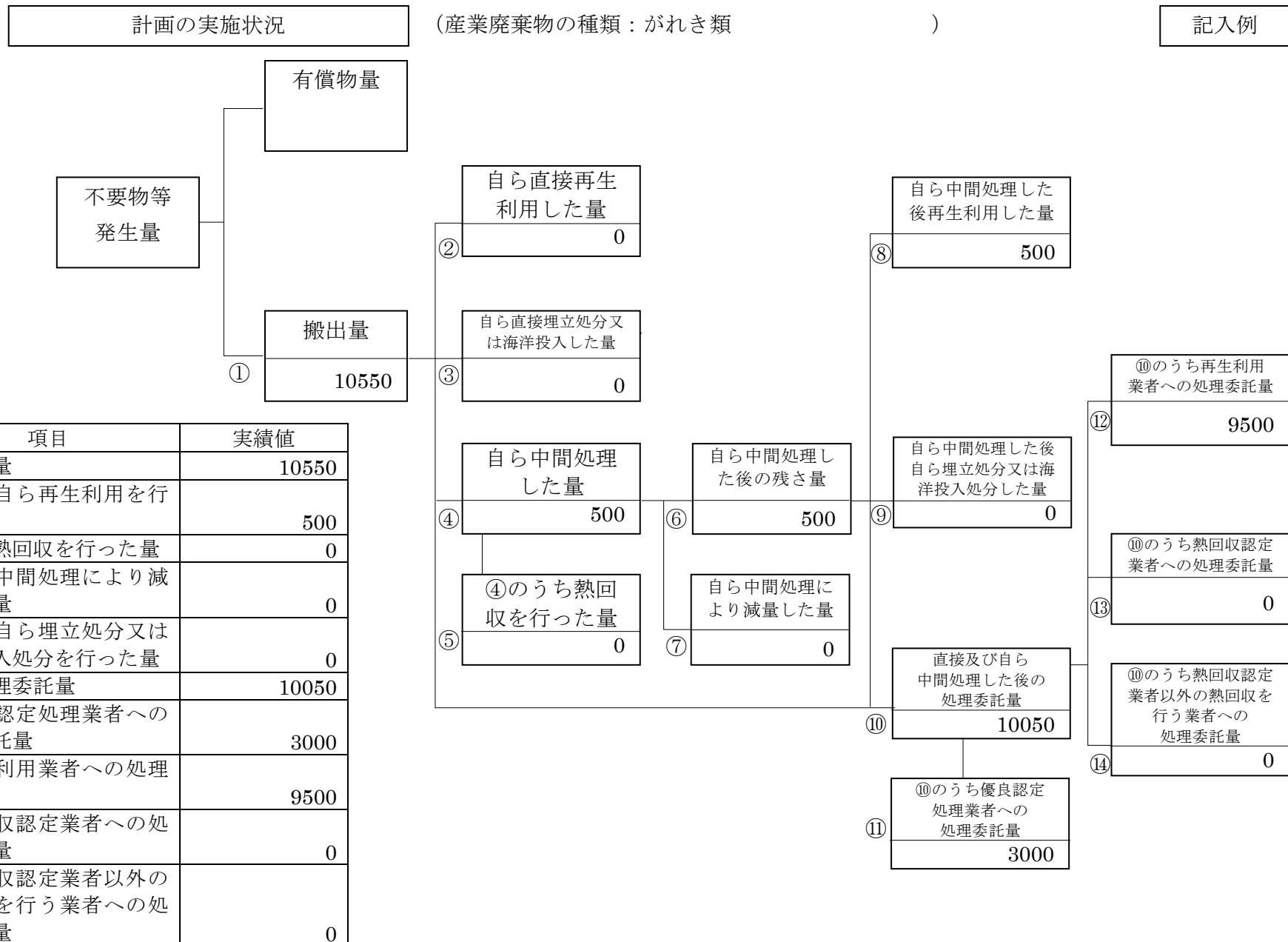
項目	説明
⑩優良認定処理業者への処理委託量	⑩の量のうち、優良認定処理業者（法施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
⑫再生利用業者への処理委託量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量 なお、再生利用委託量とは、以下の業者に委託した量をいいます。 ・「登録廃棄物再生事業者」（法第20条の2） ・「産業廃棄物再生利用大臣認定」再生利用認定業者（法第15条の4の2） ・上記に該当しないが、事業者が委託した産業廃棄物を再生処理していることが確実な再生事業者
⑬熱回収認定業者への処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者（法第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
②+⑧自ら再生利用を行った量	②の量と⑧の量を合計したもの
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	③の量と⑨の量を合計したもの
（集計用シート）	
集計用シートの取扱について	第2面の入力を補助するとともに、根拠資料となるものです。法に基づく様式ではないため、多量排出事業者にかかる公表制度の対象外としていますが、提出のご協力をお願いします。
提出者の住所、名称、担当部署等について	提出内容について、確認のご連絡をさせていただくことがありますので、記入をお願いします。
産業廃棄物の種類について	参考資料3「建設工事等から発生する主な建設廃棄物」のコード、種類に基づき、該当する種類に関する計画の実施状況を記入してください。該当しない種類については、空欄で結構です。
①～⑭の項目について	上記（第2面）をご参照ください。
⑮その他の中間処理委託量	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量（⑫～⑭を除く）
⑯埋立処分委託量	⑩の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量
②+⑧自ら再生利用を行った量	②の量と⑧の量を合計したもの（上記のデータから自動計算されます）
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	③の量と⑨の量を合計したもの（上記のデータから自動計算されます）
（その他留意事項）	
個人情報の記入について	実施状況報告書は、公表制度（公衆への縦覧（インターネットによる公表））の対象となるため、代表者印、社員の個人名等、個人情報に該当する内容については、記入しないようにしてください。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
〇〇年 〇月〇〇日			
大阪市長 殿			
提出者 住 所 〇〇府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 氏 名 霞々閣建設株式会社 代表取締役 東京太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、〇〇年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	霞々閣建設株式会社 〇〇支店		
事業場の所在地	□□市□□町□□丁目□番□号		
事業の種類	06 総合工事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	〇〇〇〇t	全処理委託量	〇〇〇〇t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	〇〇〇t	優良認定処理業者への処理委託量	〇〇〇t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	〇〇〇〇t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	〇〇〇t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			







備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

